

外貨普通預金 契約締結前交付書面 (兼外貨預金等書面)

(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面です。)

- この書面には、外貨普通預金のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前に御確認ください。
- 外貨普通預金は、外国通貨建ての期間の定めのない預金です。
- 外貨預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受取の外貨を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れ）リスクがあります。

この書面をよくお読みください

- 外貨預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受取の外貨を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。
- 円を外貨にする際（預入時）及び外貨を円にする際（引出時）は手数料（例えば、1米ドルあたり1円）がかかります。（お預け入れおよびお引き出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当金庫所定のTTSレート（預入時）、TTBレート（引出時）をそれぞれ適用します）。
したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料（例えば、1米ドルあたり2円）がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

〔商号・住所〕 大阪信用金庫 大阪市天王寺区上本町8-9-14

〔商品の概要〕

商品名	外貨普通預金（預金保険対象外預金）
販売対象	・法人、個人
期間	・期間の定めはありません。
預入 （1）預入通貨 （2）預入方法 （3）最低預入金額 （4）預入単位	・米ドル等の主要通貨 ・随時預入できます。 ・1通貨単位以上 ・1補助通貨単位（例えば、米ドルの場合は1セント単位）
払戻方法	お取引店窓口で、随時払戻しができます。

<p>利息</p> <p>(1) 適用金利</p> <p>(2) 利払方法</p> <p>(3) 計算方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市場金利の動向等に応じて毎日決定します。変動金利 ・年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・付利単位を1通貨単位とし、1年を365日とする日割り・単利計算
<p>税金</p>	<p>(個人のお客さま)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お受取利息には、源泉分離課税(国税15%、地方税5%)の税金が適用されます。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が付加されることにより、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。 ・お利息はマル優の対象外です。 ・為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得および退職所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。 <p>(法人のお客さま)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合課税。 <p>※くわしくはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいようお願い申し上げます。</p>
<p>手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・米ドル通貨によるお預けの場合 米ドル入金1ドルにつき1円 ・米ドル通貨によるお引き出しの場合 米ドル出金1ドルにつき2円 ・円貨によるお預け、お引き出しの場合に適用される為替相場は、お預入時とお引き出し時では換算相場の種類が異なります。 お預けの場合はTTSレート、お引き出しの場合はTTBレートになり、TTSとTTBには差(例えば、米ドルであれば1ドルあたり2円)があります。
<p>付加できる特約条項</p>	<p>なし</p>
<p>中途解約時の取扱い</p>	<p>なし</p>

金利情報の入手方法	詳しくはお取引店の窓口または国際証券部外国為替課までお問い合わせ下さい。
-----------	--------------------------------------

その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ マル優はご利用になれません。 ・ 為替相場の変動リスクがあります。 為替相場の変動により、円貨でのお引きだし時の円貨額がお預入時の円貨額を下回るなど元本割れとなることがあります。 米ドルの場合 T T S と T T B に 2 円の差があることにより、為替相場（仲値）が変動しない場合であっても元本割れが生じる可能性があります。 ・ 預金保険の対象外です。
当金庫が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ございません。
お問い合わせ先	<p>お取引店または下記までお問い合わせください。</p> <p style="text-align: center;">大阪信用金庫 国際証券部 外国為替課 TEL 06-6772-1513</p>
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくは本部業務部（9時～17時、電話：0120-880-568）までお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士</p>

	<p>会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
--	---

(2022.06.21 改定)

5 5 1 3